

平成 27 年 9 月 15 日
海事局海洋・環境政策課

国際海事機関(IMO)燃費報告制度に係る中間会合(IEE-WG1)の開催結果

【主要事項】

- ・ IMO では国際海運に関する GHG 削減対策として燃費報告制度構築を目指しており、今般、同制度に係る検討促進のため本国会合が開催されました。
- ・ 今次会合では、日本人議長（(一財)日本船舶技術研究協会 斎藤英明氏）のもと、日本代表団が用意した文書を用いるなどして審議が進められ、以下の結果が得られました。
 - 燃費報告制度によって収集・報告される燃費関係指標として、「年間航海距離」、「年間稼働時間」及び「載貨重量トン数」の 3 つとすることとし、各指標の詳細定義について原則合意しました。
 - 燃費関係指標を含め関連データについて IMO へ報告を行う際には、全てのデータ項目について加工することなく報告することに合意しました。
- ・ 上記審議結果は、来年 4 月に開催される第 69 回海洋環境保護委員会（MEPC69）に報告され、さらなる審議が行われます。

本年 5 月に開催された IMO 第 68 回海洋環境保護委員会（MEPC68）での審議の結果、国際海運からの GHG 排出削減対策である燃費報告制度について、更なる検討を実施するため、(一財)日本船舶技術研究協会の斎藤英明氏を議長とする中間会合を開催し、その結果を来年 4 月に開催予定の MEPC69 に報告することとなりました。

今般、当該中間会合が開催され、日本からは国土交通省、(一財)日本船舶技術研究協会等からなる代表団が出席しました。その結果概要は以下のとおりです。

1. 開催日及び場所

日 時：平成 27 年 9 月 9 日～11 日
場 所：IMO 本部（ロンドン）

2. 主な審議事項の背景・経緯及び審議結果

(1) 燃費報告制度に用いる指標に関する検討

【背景・経緯】

MEPC68 では、燃費報告制度に用いる指標（transport work）として、「年間航海距離」、「年間稼働時間」及び「貨物量」の 3 つのパラメータの詳細定義が検討されました。

【審議結果】

日本、米国等から提出された文書等をもとに議論を行いました。その結果、以下が原則合意され、次回 MEPC69 においてさらに議論を深めることとなりました。

- ・年間航海距離については「バース間の航海距離の年間値」
- ・年間稼働時間については「バースから離岸している間の年間値」
- ・貨物量については、商業上の秘匿性が高いため実貨物量ではなく、その代替として「載貨重量トン数」

これらの 3 つの指標については、既存の IMO 関連条約体系等においてすでに収集可能であること等についても確認されました。

(2) 報告されるデータの機密性確保に係る検討

【背景・経緯】

燃費報告制度に基づき、船舶により収集されたデータは、船舶から旗国に報告され、さらに旗国から IMO に報告され IMO 船舶燃費データベースに蓄積されることとなっています。なお、同データベースについては、事務局に加え、加盟国のみがアクセスできることとなっています。ただし、これらの収集データは、商業的に機微な情報もあることから、今次会合においては、①旗国から IMO への報告段階、及び②IMO データベースへの加盟国によるアクセス段階、それぞれの段階での機密性確保の在り方について議論されました。

【審議結果】

議論の結果、①旗国から IMO への報告段階では、IMO 事務局が適切にデータを管理することが可能であることから、全てのデータ項目について加工することなく報告することに合意しました。

また、②IMO データベースへの加盟国によるアクセス段階については、さまざまな角度から議論が行われましたが、個船情報の特定を回避する具体的な方法を合意するには至らず、更なる検討をすることとなりました。これに関して、日本から加盟国と IMO 事務局との間で書面による守秘義務契約を交わすべきであることを提案しています。また、データベースへのアクセス権限を加盟国に与えず、IMO 事務局に限定すべき等との意見も出ているところです。

以上から、IMO データベースのデータの共有のあり方については、今後更なる検討を行うこととなりました。

(3) ガイドライン策定の検討

【背景・経緯】

燃費報告制度に基づき、船舶においてデータ収集をするにあたっては、船舶エネルギー効率管理計画書 (SEEMP) にデータ収集及び報告の手法を記載するが MEPC68 (本年 5 月) において合意されています。このため、2012 年船舶エネルギー効率管理計画書の作成に関するガイドライン (SEEMP ガイドライン) (Resolution MEPC.213(63)) に関し、データ収集及び報告に関する事項を追加する等の改正を行う必要があり、今次会合で議論しました。

また、これまでの審議において、データの収集期間中に船籍又は船主が変更となった場合の収集・報告主体等に関する検討を行う必要がある旨指摘されており、今次会合では、旗国及び船主変更時に関するガイドラインについても審議しました。

【審議結果】

日本から、①データ収集及び報告に関する事項を追加した SEEMP ガイドライン改正案及び②旗国及び船主変更時に関するガイドラインに含まれるべき事項をまとめた文書を提出した上で議論を行いました。

SEEMP ガイドライン改正に係る日本提案について、議論を行う上で有益な情報を提供していると歓迎された一方、その内容及び形式の双方において更なる検討が必要との意見も出されました。これを受け、日本に対し文書の改訂版を MEPC69 に正式提案するよう要請がありました。

旗国及び船主変更時に関するガイドラインに関しては、多くの国から同ガイドラインの策定が必要との意見が出される一方、一部の国からは、主管庁と船主との間で解決されるべき問題であり、同ガイドラインの策定は不要との意見も出されました。また、旗国及び船主変更時には、データベース入力時に二重入力等の混乱が生じる可能性があるとの意見も出されました。議論の結果、本件に関する更なる検討のため、各国に対し MEPC69 に提案文書を提出することが呼び掛けられました。

<問合せ先>

代表：03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課

環境渉外室長 石原 内線 43-921

環境政策推進官 貴島 内線 43-922

渉外係長 保坂 内線 43-925

直通：03-5253-8118

FAX：03-5253-1644